

第7章 中央区重層的支援体制整備事業実施計画

1 実施計画策定の背景・目的

8050問題²やダブルケア³など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。制度の狭間や社会的孤立といった課題も顕在化してきており、加えて新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活困窮者の増加や、外出機会の減少に伴う孤立・孤独もより一層深刻な課題となっています。

こうした中、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築に向け、国において令和3(2021)年4月に「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本区においては、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現を目指し、「中央区保健医療福祉計画 2020」において包括的相談支援体制の構築を進めており、重層的支援体制整備事業の令和6(2024)年度実施を見据え、令和3(2021)年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施してきました。

本区における既存の取組を活かしながら、重層的支援体制整備事業を実施するとともに、本事業の効果的・円滑な実施を進めるため「中央区重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

2 計画の位置付け・期間・検討体制

(1) 計画の位置付け

- 本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づき、策定するものです。

(2) 計画の期間

- 本計画の期間は、「中央区保健医療福祉計画 2020」の計画後期期間と連動させ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

(3) 検討体制

- 包括的支援体制の整備および重層的支援体制整備事業については、学識経験者をはじめ、民生・児童委員や区相談支援機関などの福祉・教育関係団体、町会・自治会代表者、区職員により構成され、「中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱」の第10条に基づき設置される「地域福祉専門部会」にて検討・審議を行いました。

² 子が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題。

³ 1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。

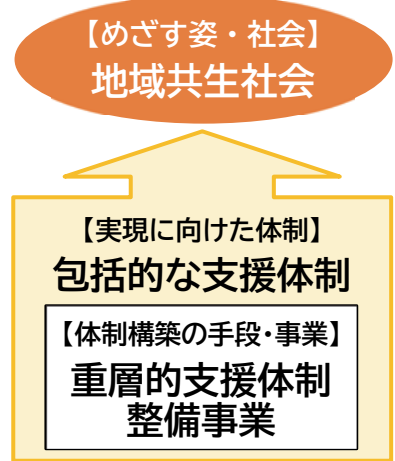
3 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を具体化するための手法の一つであり、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

本事業では、相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、各支援機関の連携により支援を行います。あわせて、自ら支援につながる方が難しい方や、必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた「伴走型支援」を行うほか、支援が必要な方のニーズを丁寧に聞き取り、社会とのつながりづくりを行う参加支援や地域住民同士の顔の見える関係性を構築するための地域づくりに向けた支援を行います。これらの支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、伴走する支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。

なお、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、3つの支援を柱に、社会福祉法第106条の4に基づく以下の12の事業を一体的に実施します。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっての考え方の整理

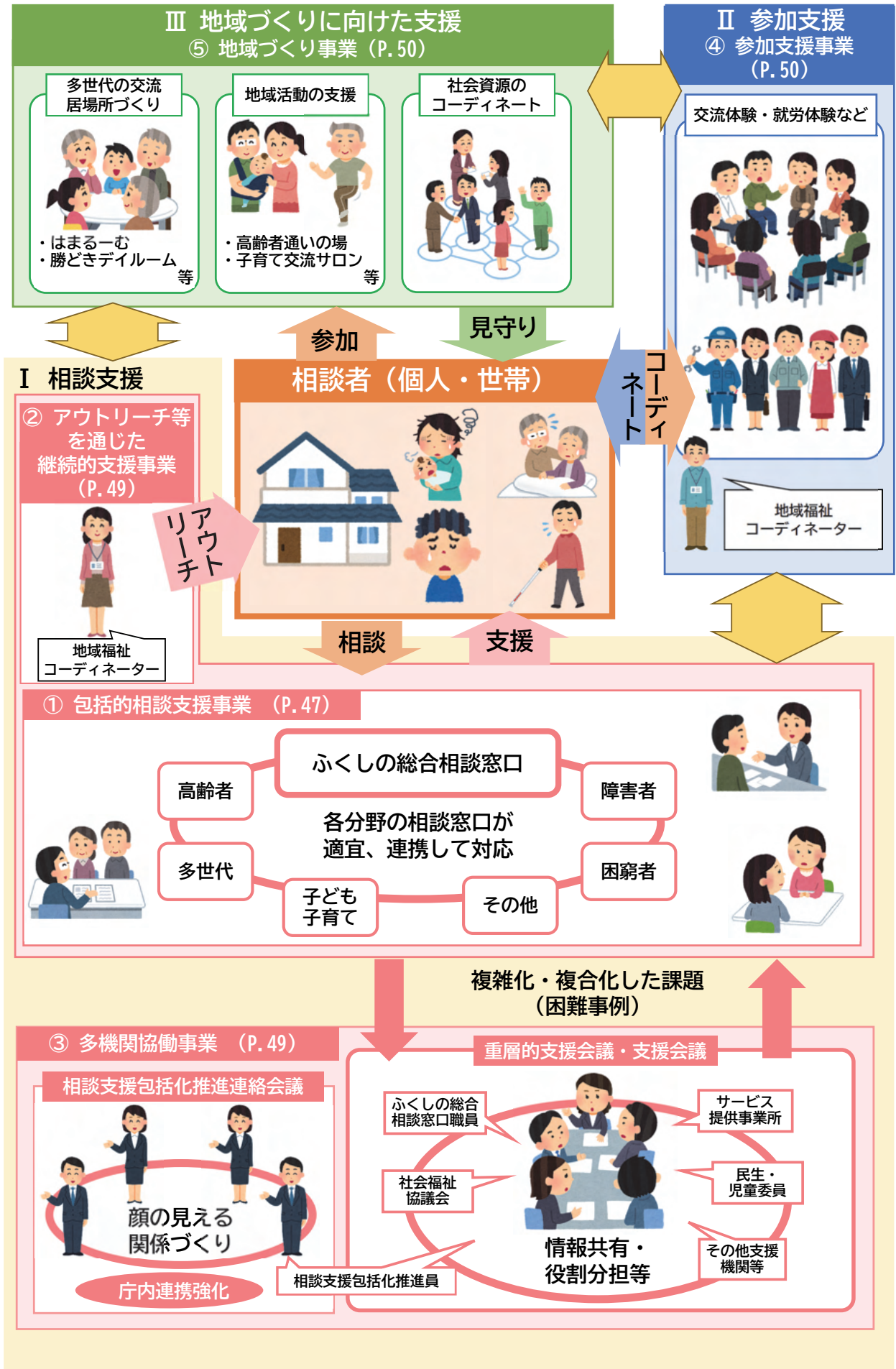


【重層的支援体制整備事業で実施する事業】

3つの支援	社会福祉法第106条の4に基づく事業 (法定事業)		内容	
Ⅰ 相談支援	① 包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、他の支援機関等との連携により適切な支援へとつなぐ	
		障害者相談支援事業		②
		利用者支援事業(母子保健型)		③
自立相談支援事業		④		
	②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		⑤ 支援が届きにくい方に継続的に訪問し、信頼関係を築きながら本人とともに解決策を検討する	
	③多機関協働事業		⑥ 支援機関の役割分担や情報共有等、支援機関の連携により、困難事例の解決に向けた検討を行う	
Ⅱ 参加支援	④参加支援事業		⑦ 地域の社会資源を活用・開発し、社会とのつながりに向けた支援を行う	
Ⅲ 地域づくり支援	⑤ 地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	⑧ 様々な地域活動が生まれやすい環境を整備し、地域からの孤立を防ぐとともに、課題を抱えた方や世帯を早期把握し、支援につなぐ	
		生活支援体制整備事業		⑨
		地域活動支援センター事業		⑩
		地域子育て支援拠点事業		⑪
		生活困窮者支援等のための地域づくり事業		⑫

①～⑫の事業における本区の実施体制は、47頁以降に掲載しています。

中央区における重層的支援体制整備事業の全体像



4 重層的支援体制整備事業の実施体制

(1) 相談支援

① 包括的相談支援事業 (①②③④)

【目的・概要】

包括的相談支援事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮等、各分野の相談窓口において、本人や世帯の属性、世代を問わず包括的に相談を受け止め、他の支援機関等との連携により、適切な支援へとつなぐ事業です。なお、各相談窓口で受けた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、支援機関の役割分担等が必要な事例については、「③多機関協働事業」へとつなぎます。

本区では、各分野の相談窓口において包括的に相談を受け止め、それぞれが専門性を活かしながら支援機関との連携等により支援を行うとともに、どこに相談したら良いか分からない方等の相談を包括的に受け止める「ふくしの総合相談窓口」を設置し、区全体で断らない相談支援体制の構築を目指していきます。

【実施体制】

対象分野	事業名	内容		
高齢者	①地域包括支援センターの管理運営	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門的な知識を持った社会福祉士・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)・保健師・認知症地域支援推進員等が、介護保険や一人暮らしの不安など、高齢者に関するさまざまな相談に応じ、適切な支援を行っています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・京橋おとしより相談センター ・日本橋おとしより相談センター ・人形町おとしより相談センター ・月島おとしより相談センター ・勝どきおとしより相談センター ・晴海おとしより相談センター	6	委託	介護保険課

対象分野	事業名	内容		
障害者	②障害者相談支援事業	障害の種別や年齢にかかわらず、区内の障害者(児)とその家族のさまざまな相談に対応しています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・基幹相談支援センター	1	委託	福祉センター

対象分野	事業名	内容		
子ども	③利用者支援事業(母子保健型)	保健師や母子保健コーディネーターが妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要な場合は関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談に応じています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・保健所健康推進課 ・日本橋保健センター ・月島保健センター ・晴海保健センター	4	直営	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター

対象分野	事業名	内容		
生活困窮者 ／誰でも	④自立相談支援事業	相談者本人や世帯の属性、世代を問わず、福祉に関するさまざまな困りごとの相談を受け、自立相談支援機関としての支援を行うほか、必要に応じて関係機関と連携しながら、課題解決に向けて相談者への継続的な伴走型支援を行います。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・ふくしの総合相談窓口	1	委託	地域福祉課

区には、①～④の法定事業以外にも様々な相談窓口があり、区民の方への相談支援を行っています。包括的な相談支援体制の構築に向け、これらの相談窓口が連携しながら、困りごとを抱えた区民を適切な支援につなぎます。

- 子どもと子育て家庭の総合相談(子ども家庭支援センター)
 - 精神保健相談(保健所、保健センター)
 - ひとり親家庭・女性相談、家庭相談(子育て支援課)
 - 消費生活相談(消費生活センター)
- 等

「ふくしの総合相談窓口」について

近年、8050問題やダブルケア、老老介護、認認介護、ヤングケアラーといった複雑化・複合化している困りごとを抱えた世帯が増えています。

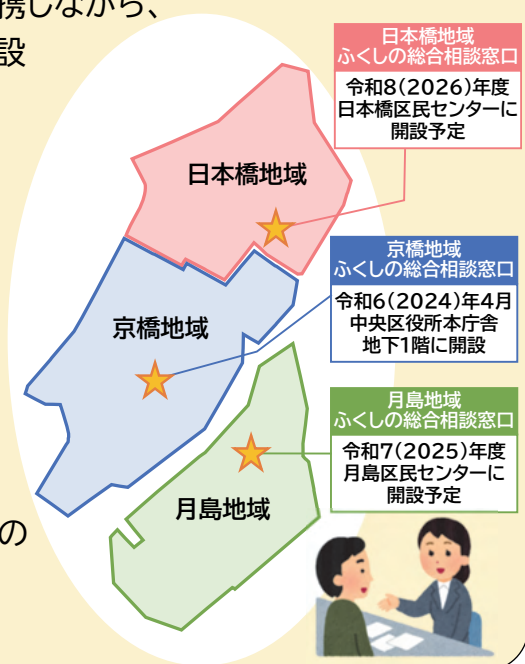
分野ごとの相談窓口や支援がある一方で、複雑化・複合化した困りごとの場合、どこに相談したらいいかわからないといった状況があると思われます。

中央区では、令和2(2020)年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画 2020」に基づき、身近なところで分野にかかわらず、気軽にさまざまな福祉の相談ができる場やそのあり方について検討を進めてきました。

これまでの検討を踏まえ、相談者の属性や世代を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら、適切な支援につなぐ、「ふくしの総合相談窓口」を開設することとなりました。

従来、生活困窮等の相談を担っていた「くらしとごとの相談窓口」(自立相談支援機関)の機能を拡充する形で、令和6(2024)年4月に開設する京橋地域(区役所本庁舎の地下1階)を皮切りに、月島地域では、令和7(2025)年度に月島区民センター1階、月島おとしより相談センターの隣にふくしの総合相談窓口の開設を予定しています。

日本橋地域についても、日本橋区民センターでの令和8(2026)年度開設に向けた検討を進め、区民の身近な地域で相談を受け止める体制を目指します。



② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (⑤)

【目的・概要】

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもり状態にある等、必要な支援が届いていない方や自ら支援を求めることが難しい方に支援を届けるため、本人との継続的なつながりづくりに向けた支援を行う事業です。

本区では、地域福祉コーディネーターが、本人宅への訪問等を行う「アウトリーチ」を継続して実施し、本人との信頼関係を構築するほか、本人の希望を踏まえた課題の解決策や支援について共に検討を行うとともに、住民に身近な地域において、コミュニティカフェや福祉相談会を開催し、潜在的な課題を抱えた方の早期発見につなげます。

【実施体制】

事業名	実施機関	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	中央区社会福祉協議会	委託	地域福祉課

③ 多機関協働事業（支援プランの作成） (⑥)

【目的・概要】

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に対し、課題の把握や支援に関わる相談支援機関の役割分担、支援方針の整理等を行う全体の調整機能を担う事業です。

本区では、各相談窓口や「ふくしの総合相談窓口」からつながれた、支援機関の役割分担等が必要な複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例について、重層的支援会議等の活用により、事例の情報共有や課題整理、支援機関の役割分担、支援プランの協議等を行います。

あわせて、各相談支援機関の連携強化を図るため、相談支援包括化推進連絡会議の開催により、相談支援機関間の顔の見える関係づくりを行います。

【実施体制】

事業名	内容	実施機関	運営形態	所管課
相談支援包括化推進員の配置	区役所の相談支援を行う部署に相談支援包括化推進員を配置し、庁内連携体制の強化を図ります。	区	直営	地域福祉課
相談支援包括化推進連絡会議の開催	相談支援包括化推進連絡会議を開催し、重層的支援体制整備事業の制度理解や、関係機関の関係づくりを促進します。	区	直営	地域福祉課
重層的支援会議の開催 (支援プランの作成)	重層的支援会議を開催し、複雑化・複合化した課題に対する支援の方向性や支援機関の役割を整理するほか、支援プランの協議等を行います。	区/ 中央区社会福祉協議会	直営/委託	地域福祉課

(2) 参加支援事業 (7)

【目的・概要】

参加支援事業は、これまで、既存の社会参加に向けた支援では対応できなかった個別性の高いニーズを有する本人・世帯に対し、地域の社会資源等を活用して、社会とのつながりづくりを行う事業です。

本区では、重層的支援会議において、参加支援事業が必要とされた方に対して、地域福祉コーディネーターが本人・世帯の課題等を丁寧に把握し、本人のニーズに沿った支援メニューの作成およびコーディネートを行います。支援メニューの作成にあたっては、多様なニーズに対応できるよう、新たな社会資源に働きかけるほか、既存の社会資源の拡充を図ります。コーディネート後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、適宜フォローアップを行います。

【実施体制】

事業名	実施機関	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	中央区社会福祉協議会	委託	地域福祉課

(3) 地域づくり事業 (8⑨⑩⑪⑫)

【目的・概要】

地域づくり事業は、各分野の既存事業が対象とする居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場の確保を進めるほか、個別の活動や人のコーディネート、他分野がつながるプラットフォームの整備を行う事業です。

本区では、各分野における既存の地域づくり事業を継続するとともに、世代や属性を問わず地域住民が交流できる居場所づくりや地域活動拠点の整備に取り組みます。また、福祉的な活動だけでなく、興味関心から地域におけるつながりが生まれるよう、従来、つながりの薄かった分野の取組とのマッチングなどの地域活動の支援を行います。あわせて、地域活動がさらに発展していけるよう、社会資源の開発や、担い手と社会資源のつながりといったネットワークの構築等、地域活動や地域の社会資源が有効に機能するようにコーディネートを行います。

【実施体制】

対象分野	高齢者				
事業名	⑧地域介護予防活動支援事業				
事業・拠点名	高齢者通いの場支援事業	内容	一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が身近な地域で交流できるサロン「高齢者通いの場」の立ち上げおよび運営団体に対し、支援を行います。		
設置箇所数	18団体	運営形態	地域住民等による運営	所管課	介護保険課
事業・拠点名	退職後の生き方塾	内容	退職前後の年齢層を対象に、生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者による地域でのサークル活動やサロン運営などを通じた社会参加を支援します。		
設置箇所数	—	運営形態	直営	所管課	高齢者福祉課
事業・拠点名	介護予防人材育成研修	内容	要支援者等を対象とした介護予防・日常生活総合事業の訪問型サービスのうち、区独自の緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従事者に係る研修を実施しています。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	介護保険課

対象分野	高齢者				
事業名	⑨生活支援体制整備事業				
事業・拠点名	生活支援コーディネーター事業	内容	高齢者の生活支援に関するニーズ把握に努め、地域活動団体の支援や担い手の養成などを行うほか、地域における支えあいの体制づくりを推進しています。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	高齢者福祉課

対象分野	障害者				
事業名	⑩地域活動支援センター事業				
事業・拠点名	精神障害者地域活動支援センター(ポケット中央)	内容	精神疾患を持ち通院などを行っている方に対して、居場所・社会的な交流を行う場の提供、相談支援や必要なサービスの案内などを行います。		
設置箇所数	1か所	運営形態	委託	所管課	福祉センター
事業・拠点名	機能回復訓練フォローアップ事業	内容	脳血管疾患の後遺症などにより身体障害が生じた方に対して、身体機能の維持・回復を図るとともに、家庭や地域社会の中で自立した生活を送れるよう支援を行っています。		
設置箇所数	1か所	運営形態	直営	所管課	福祉センター

対象分野	子ども				
事業名	⑪地域子育て支援拠点事業				
事業・拠点名	子育て交流サロン「あかちゃん天国」	内容	乳幼児とその保護者、妊娠中の方を対象に、子育てに関するさまざまな情報交換や交流の場を運営しています。		
設置箇所数	7か所	運営形態	直営/委託/指定管理	所管課	放課後対策課

対象分野	誰でも				
事業名	⑫生活困窮者支援等のための地域づくり事業				
事業・拠点名	地域福祉ワークショップ	内容	地域住民が主体となり地域課題の解決に向けた方法について意見交換することで、横のつながりを深めると共に、支えあいの地域づくりを推進します。		
設置箇所数	—	運営形態	直営	所管課	地域福祉課

区では、⑧～⑫の法定事業による属性ごとの地域づくり事業以外にも、世代や属性を超えた交流や、社会資源のコーディネートを行うため、社会福祉協議会において以下の取組を実施します。

○地域福祉コーディネーターによる地域支援

多世代交流の取組及び住民による地域の居場所づくりを支援する「地域活動拠点」を活用しながら、地域の居場所の立ち上げ支援や、活動の継続に向けた支援を行います。

○地域福祉活動に参加するきっかけづくり

「イナっこ教室」や「福祉体験講座」等、子どもの頃から福祉活動への関心を高める取組のほか、「ささえあいサポーター養成講座」や「スマホささえ隊養成講座」等、さまざまな講座の開催を通じて、区民が地域福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。

○多様な活動主体のつながりづくり

ボランティア団体やNPO(特定非営利活動法人)、社会福祉法人、企業等、地域貢献活動に取り組む多様な主体のネットワーク化を図るとともに、潜在的な担い手や、社会資源等の掘り起こしを進め、新しい活動の創出につなげます。

5 重層的支援会議・支援会議等の実施方法

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するため、以下の会議体を設置し、支援機関の連携強化やネットワークづくりを行います。

	相談支援包括化 推進連絡会議	重層的支援会議	支援会議
会議開催 の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業に関する情報共有 ○相談支援包括化推進員を中心とした庁内連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題の整理、支援機関の役割分担 ○課題解決に向けた支援プランの適切性の協議 ○支援プランの共有 ○支援プラン終結時の評価 ○社会資源の充足状況の把握、開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題を抱える地域住民等に対する支援を行うために必要な情報共有 ○地域生活課題を抱える地域住民が、地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制の検討 ◎会議の構成員に守秘義務を設けて開催
根拠法	—	社会福祉法第106条の4 第2項第5号	社会福祉法第106条の6
対象者	—	複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯	
		【本人同意必要】	【本人同意不要】
開催頻度	年1回程度	月1回 (※案件がない場合は開催せず)	随時開催
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進員 ・相談支援機関職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの総合相談窓口職員 ・関係部署の相談支援包括化推進員、担当者 ・相談支援機関職員 	
所管課	地域福祉課	地域福祉課	地域福祉課

※生活困窮者等を対象とした既存の会議体
(支援調整会議・支援会議)を兼ねています

6 連携体制および評価・進行管理

(1) 庁内の連携体制

庁内の連携体制については、多機関協働事業において実施する相談支援包括化推進員の配置および相談支援包括化推進連絡会議を通じて、重層的支援体制整備事業の理解促進、庁内連携体制の強化を図っていきます。

(2) 計画の評価および進行管理

本実施計画の評価および進行管理については、本実施計画に関わる各種事業の評価を「中央区保健医療福祉計画2020」の進捗状況の把握・評価の中で行うことから、「中央区保健医療福祉計画2020」の評価を以て本実施計画の評価とし、進行管理についても中央区保健医療福祉計画推進委員会の中で実施します。

資料編

1 中間評価の実施結果

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性(1)	包括的相談支援体制の構築
<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、関係機関等と連携・協働して適切な支援につながる場が整っています。 ●複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携するチームによる個別支援により、包括的な課題解決が図られています。
主な取組・事業	<p>①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備／②相談支援包括化のための多機関連携強化／③包括的・継続的マネジメント支援の推進／④ソーシャルワーク機能の向上／⑤アウトリーチ(地域に向く支援活動)による支援の充実</p>

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

<p>令和2年度の社会福祉法改正により、包括的な支援体制の構築を目指す「重層的支援体制整備事業」が創設され、本区においても令和6年度からの実施に向け移行準備事業(令和3年度～5年度)に取り組んでいる。</p> <p>住民の身近な地域において包括的に相談を受け止める場として、福祉保健部管理課・生活支援課の京橋図書館跡地への移転を契機とした「福祉総合相談窓口(仮称)」の令和6年4月開設に向け、運営体制の検討や関係機関との協議を進めてきた。あわせて、令和4年度に地域福祉コーディネーター兼生活支援コーディネーターを1名増員、区全域と各地域ごとにコーディネーターを配置し、アウトリーチの拠点である「ちょこっと相談会」を各地域で開催する等アウトリーチの強化を図っている。</p> <p>また、複雑化・複合化する課題に対応するため、令和2年度より福祉保健部の相談支援に関わる各部署に相談支援包括化推進員を順次配置し(R5年4月現在14名配置)、庁内連携体制の強化を図るとともに、困難事例のケース検討を行った。そのほか、要保護児童等対策協議会や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議においても、関係機関との情報共有や連携強化を図っている。あわせて、相談を受けた職員が、多様化する課題を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、ソーシャルワーク機能向上研修(年2回)を実施し、分野横断的な知識力、アセスメント力の向上を図るほか、オンライン等も活用したケアマネジャー研修や資質向上型地域ケア会議の開催により、ケアマネジメント力の向上に努めた。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>各地域において包括的な相談を受ける場の整備を検討していたものの、新たな場所の確保が困難であること等を理由に具体的な協議に至っていなかったが、京橋図書館の移転を契機に、令和6年度の整備に向けた協議を進めることができた。また、アウトリーチの拠点として活用している「ちょこっと相談会」を、令和3年度から日本橋地域でも開催し、気軽に相談できる環境を整えることができた結果、多様な相談が寄せられるようになってきている。また、困難事例には研修等による職員のスキル向上や各会議体の活用による関係機関間の連携強化により対応ができています。</p>
--

3 課題

<p>住民が身近な地域で相談できる体制を構築する必要があることから、京橋地域以外における「福祉総合相談窓口(仮称)」の整備に向けた検討が必要である。また、多様化する地域住民の課題に対応するためには、福祉保健部だけでなく他分野の部署との連携も必要となるほか、相談を受ける職員等が相談者・世帯の課題を的確に把握し、適切なサービスにつなげることが求められる。地域住民の課題が深刻化する前に、各支援機関につなげることも重要であり、地域住民による緩やかな見守りは欠かせず、地域住民から地域福祉コーディネーターに気軽に相談が寄せられる関係性を構築していく必要がある。</p>

4 今後の方向性

<p>本庁舎に開設予定の「福祉総合相談窓口(仮称)」は自立相談支援機関との一体的な実施を見据え検討を進めており、生活困窮に限らず多様な困りごとを受け止める場とするとともに、京橋地域以外についても地域ごとの特性を踏まえ、整備方法等を検討していく。今後も増加が見込まれる複合化した課題に対応できるよう、各会議体の活用により各機関の情報共有、連携強化を図るとともに、研修の実施等により各窓口におけるソーシャルワーク機能の向上に努める。あわせて、地域福祉コーディネーターの認知度を上げ、地域住民の気付きを支援につなぐ体制を構築する。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例から導かれた具体的な地域課題について、焦点を当てた方が良いと考える。 ・行政の総合相談窓口の開設とあわせ、地域住民同士の交流と緩やかな見守りを、いかに行政に結び付けられるかが大切だと考える。

基本施策 1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性（2）	健康づくりの推進
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての人が健康について関心を持ち、健康診査の受診やライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組んでいます。 ●区民一人一人が健全な食生活を実践するとともに、自ら歯科検診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組み、いきいきとした生活を送っています。 ●誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、区に関わるあらゆる人々の生きづらさが軽減されています。
主な取組・事業	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯を通じた健康づくりの推進／②介護予防・日常生活支援総合事業の充実／③ライフステージに応じた食育の推進／ ④歯と口の健康づくりの推進／⑤こころの健康づくりの推進

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>健康寿命の延伸に向け、特定健康診査データ等の分析により健康課題を把握し、データヘルス計画に基づいて生活習慣病重症化予防等に取り組んでいるほか、特定健康診査等の受診勧奨ハガキの送付により受診率の向上（R2年度31%→R4年度33.9%）を図っている。また、生活習慣病予防教室・講演会の開催やウォーキングマップを配布することで、健康への関心を高めた。あわせて、高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組むことができるよう、元気応援サポーター等を中心に区独自の介護予防プログラム「中央粒なまちトレーニング(粒トレ)」の周知を図るとともに、社会参加の機会にもなる「高齢者通いの場」(R5年4月現在18団体)の立ち上げ支援を行っている。</p> <p>また、食育の推進では、「食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)運動」、「共食推進運動」、「嚙ミング30(サンマル)運動」の強化月間に、テレビ広報等を活用して健全な食生活への意識向上を図っている。保育施設、小中学校においても、子どもの食への興味・関心を高めるとともに、保護者等に対する食育の推進にも努め、生涯を通じて自立した食生活が実践できるよう取り組んでいる。あわせて、生涯にわたる口腔機能の育成と維持を目的に、産前産後、成人・高齢者歯科健診や乳幼児歯科相談を実施するとともに、8020達成者、よい歯のすこやか家族を表彰し、区民の意識啓発を図っている。こころの健康づくりでは、専門医や保健師による精神保健福祉相談を実施しているほか、ゲートキーパー養成講座の開催により、自殺の実態について正しく理解し、必要に応じて専門の相談員につながることもできる人材を養成する等、自殺対策計画に掲げている「生きづらさの軽減」を推進している。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>新型コロナウイルス感染症の影響による健診の受診控えが想定されたことから、令和3年度に受診勧奨ハガキの送付対象を拡充し、以降受診率は微増している。また、生活習慣病予防としてウォーキングマップを窓口だけでなく、関連事業でも配布するとともに、個人が自宅で取り組める「自宅で粒トレ！」を実施し、ノベルティの配布等により区民のモチベーションの向上につなげた。また、ホームページ「食育ガイド」には、食育情報や料理作りの実践促進のためのレシピ動画を掲載する等、コロナ禍でも区民が主体的に健康づくりに取り組めるような工夫をしながら事業を実施した。</p>
--

3 課題

<p>各種健診受診率向上のため、健診キャンペーンを実施したが、若年層や未受診者へのアプローチが十分とはいえない。また、コロナ禍による外出機会の減少に伴い、高齢者の介護予防に向けた取組の重要性が高まっている。</p> <p>健全な食生活の実践や生涯にわたる口腔機能維持に向けた各種普及啓発事業は、成果がすぐに出るものではないことから、継続的な取組が必要である。本区においては自殺者数の顕著な増加はないものの、令和3年より女性の自殺者数が男性を上回っており、年代やライフステージ、それぞれの背景に寄り添った支援や、社会情勢の変化を踏まえ、相談支援につながらないケースや潜在的なニーズに対して適切な支援につなげることが求められている。</p>
--

4 今後の方向性

<p>集客の多い区イベントやSNS等を活用して幅広い年代に食と健康に関する情報発信の強化や各種健診の受診を促していく。さらに、令和6年度から開始する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」において、保健師等による医療・健診・介護データを活用した個別の相談・指導や「高齢者通いの場」でのフレイル予防等、高齢者の健康支援の取組を充実していく。また、第二次自殺対策計画（令和6年度施行）に基づき、女性への支援を重点施策として実施するとともに、身近な人の悩みに気づき、適切な支援につなぐゲートキーパーの周知・養成を行っていく。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパーが講座終了後に継続的に経験を語り、学びを深める機会の提供等、養成した先の活用を検討いただきたい。 ・令和6年度から始まる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」は、様々な課題はあると思うが、施策の推進に努められたい。 ・年代ごとの健康課題を分析すると、地域課題が見えてくると思う。 ・高齢者の積極的な外出やコロナ禍で停滞した運動量の回復を図るため、スポーツ施設の利用を促すことが重要だと考える。 ・メンタルケアは発症させないことが重要であり、家庭や地域で見守り、サポートしながら専門家につながることもできるよう、一定の知識を持ち、メンタルをサポートする方による見守りがあったら良いと思う。

基本施策 1	地域包括ケアの仕組みづくり
すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。	
施策の方向性 (3)	在宅療養支援の推進
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養が必要になったときから看取りまで必要な医療および介護が提供され、在宅療養者やその家族が身近な地域で適切なサービス等の支援を受けています。 ●認知症の早期発見・対応および相談体制が整い、また、認知症に関する地域の理解が深まり、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。
主な取組・事業	①在宅医療・介護連携の推進／②在宅療養生活を支えるサービスの充実／③認知症施策の推進／④医療的ケア児者の支援／⑤難病・がん患者の支援／⑥在宅療養の普及・啓発

1 事業の実施状況と成果 (令和2年度～5年度)

在宅療養生活の継続や適切なサービス提供に向け、医師、訪問看護師等及びケアマネジャー、介護サービス従事者を対象とした在宅療養研修を区全域(1回)及び日常生活圏域ごと(5回)に実施し、在宅療養に必要な知識の向上、多職種の連携強化を図ったほか、地区医師会等との連携による病床の確保(3病院)や介護者の疲労時にも利用できる医療ニーズの高い要介護高齢者向けの緊急ショートステイサービスの提供等を継続的に実施し、在宅療養者が安心して療養に専念できる環境を整備することができている。あわせて、食事・マッサージ共通券(令和4年度より共通化)等の配布や一定時間医療的ケア等を代替する在宅レスパイト事業(R2年度9人→R4年度23人利用)の充実等により、介護者の負担軽減にも努めた。

また、認知症の疑いがある高齢者への認知症初期集中支援チームの訪問や、オンラインによる認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症の方の早期発見や本人・その家族をサポートする環境づくりを進めている。

さらに、医療的ケア児等支援連携部会を年2回開催し、医療的ケアが必要な方の実態や状況把握に努め、関係部署の連携強化を図るとともに、医療的ケア児コーディネーターの配置(R2年度4名→R4年度8名)、都立東部療育センター・聖路加国際病院等との連携などによる支援体制づくりを進めている。

難病患者に対しては、福祉手当の支給を行っているほか、令和2年度から事業を開始したがん患者へのウィッグ・胸部補整具購入費の助成(R2年度29件→R4年度63件)等により、経済的負担の軽減に寄与できた。

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅療養や認知症に関する普及啓発事業の規模縮小等を余儀なくされたものの、オンラインの活用や人数を制限して複数回開催する等の工夫をしながら実施した。特に認知症サポーター数はオンラインの活用により大幅に増加し(R2年度16,756人→R4年度19,094人)、地域での認知症に対する理解が進んでいる。在宅療養支援研修は身近な地域で事例検討を行うことで、人数制限等をしたが、顔の見える関係を作ることができた。また、おとしより相談センターでの相談・支援の過程で、認知症が疑われる方を受診につなげることもできている。

3 課題

医療・介護関係者の連携・情報共有については、令和3年度からICT(タブレット端末)を活用した情報連携の取組への支援を行っており、引き続き、顔の見える関係づくりを推進していく必要がある。また、認知症の早期発見・早期支援に向け、初期集中支援チームの訪問につなぐ迅速な対応が必要である。あわせて、医療的ケア児(者)への支援として、保育、教育、医療等関係者による連携強化や、医療的ケア児コーディネーターを活用した本人・家族への適切な支援が求められている。

4 今後の方向性

在宅療養を支える体制として、引き続き、ICTによる情報共有や圏域ごとの交流・事例検討を充実し、医療・介護の顔の見える関係づくりを進めるとともに、コロナ禍で講演会に変更していた在宅療養支援シンポジウムを再開し、在宅療養への理解を深める。認知症の早期発見・支援に向けては、おとしより相談センターの訪問活動を進めるほか、医師会等の協力による体制の確保、キャラバン・メイトの活用による認知症サポーター養成講座の開催拡大を図る。また、医療的ケア児については、コーディネーターの役割の明確化・活用方法を検討するとともに、保育施設に専用保育室の整備をする等、保育ニーズにも対応できるサービスの充実を図っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・在宅療養は看護と介護の両輪が必要となることから、在宅療養支援を可能にする介護人材の確保と育成を検討してほしい。
- ・在宅療養者に対し、生活サポートへの支援があると良い。あわせて、在宅療養者が1つの窓口から、包括的な支援が受けられるようになると、利便性の向上につながると考える。

基本施策 1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあいが連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性（4）	生活支援サービスの充実
目指す姿	<p>●すべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域で多様な生活支援サービスを利用しています。</p>
主な取組・事業	<p>①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備／②地域福祉コーディネーター(CSW)による地域活動の支援／③多様な主体による生活支援サービスの充実／④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化／⑤地域ケア会議の活用</p>

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を担う生活支援コーディネーターを区全域に1名（地域福祉コーディネーターと兼務）、日常生活圏域ごとに1名ずつ配置し（令和2年度1名増員）、中央区全域を対象とした第1層協議体（地域支えあいづくり協議体）において生活支援に取り組む関連機関の連携強化を図るとともに、日常生活圏域ごとに設置している第2層協議体（支えあいのまちづくり協議体）において地域特性を生かした地域資源の開発や支えあいの仕組みづくりを推進している。</p> <p>あわせて、地域福祉コーディネーターによる地域活動の立ち上げに向けた相談支援や、勝どきダイルーム、多世代交流スペース「はまる一む」（令和3年度開設）を拠点とした地域活動の支援を行うとともに、地域活動団体同士、地域活動の担い手同士のネットワーク化にも取り組んでいる。</p> <p>さらに、虹のサービスやファミリー・サポート・センター事業、暮らしの困りごとサポートにより、子育て家庭や高齢者等の日常的な困りごとを住民同士による支えあいにより解決できる環境づくりを推進している。</p> <p>また、区内社会福祉法人が連携して取り組む地域公益活動として例年「ポッチャ体験・福祉ちよこつと相談会」「福祉体験合宿」を実施していたが、令和3年度からは、コロナ禍におけるつながりづくりの取組として「おたよりでつなぐ”まごころ”プロジェクト」を実施し、子ども・高齢者・障害者が手紙を通じて交流を図ることができている。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>生活支援コーディネーター（地域福祉コーディネーター兼務）を増員し、各協議体において活発な意見交換が行われており、試行的なものも含めて高齢者の孤立予防等につながる取組を始めることができている。令和3年度に多世代交流スペース「はまる一む」を開設し、新規で活動を立ち上げる団体や地域活動に関する相談も増加傾向にある。また、社会福祉法人による地域公益活動については、コロナ禍で顕在化したニーズをもとに、直接的な交流が難しい中でもつながりをつくることのできる取組を実施した。</p>

3 課題

<p>各協議体においては活発な意見交換が行われているが、第1層・第2層間や第2層と地域間の連携をさらに深めていく必要があるとともに、地域とつながりのない高齢者や課題を抱えた家族を持つ高齢者への支援等、包括的な支援が求められる。こうした課題を抱えた方の社会参加の場を担う地域活動団体の活動についても、中長期的な視点に立った支援が必要である。また、コロナ禍を経て、人との接触を避ける傾向が強まったことから、住民相互の助け合いによる活動をより一層充実させることが求められる。</p>
--

4 今後の方向性

<p>各協議体での情報を共有し、地域資源の把握、関係機関同士の連携等により包括的な支援の仕組みづくりを進めるとともに、地域活動への支援にも「伴走型支援」の視点を取り入れるほか、地域活動団体間や担い手間の”横のつながり”づくりを推進していく。またファミリー・サポート・センター事業では、ICTの活用による広報の強化、提供会員の拡大を目指す等、相互援助の活性化を図るとともに、アフターコロナで変容する地域課題を捉えながら、社会福祉法人が主体的に地域公益活動に参加できる仕組みづくりを進めていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・行政と住民の連携強化を推進し、在宅療養支援と生活支援サービスを一体化した仕組みを検討していただきたい。</p>

基本施策 1	地域包括ケアの仕組みづくり
<p>すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。</p>	
施策の方向性 (5)	多様な住まい方の支援
<p>目指す姿</p>	<p>●要支援・要介護高齢者や障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らしています</p>
主な取組・事業	<p>①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進②区民住宅の管理の適正化③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援 ④住み替え支援⑤生活困窮者の住まいの確保支援⑥グループホーム等の整備</p>

1 事業の実施状況と成果 (令和2年度～5年度)

<p>既存の区民住宅は計画的に改修を実施し、長寿命化を図りながら、住宅に困窮している方に公平に住まいを供給している。なお、東京都パートナーシップ宣誓制度の創設に伴い、令和4年度よりパートナーシップ関係にある方を区民住宅の申込資格に加えた。高齢者の居住安定を図るため、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅等の整備や家賃減額に要する費用の一部を助成しているが、建設・整備には至っていない状況である。生活困窮者に対しては、住居確保給付金に関する相談対応・給付金の支給を行ったほか、住居を持たない者に対しては一定の期間宿泊場所の供与と食事の提供等を行っている。</p> <p>また、高齢者・障害者等に対し、緊急通報システムの設置(R4年度設置数:高齢者328台、障害者12台)や日常生活の利便・安全を確保するために必要な住宅設備改善費の給付(R4年度給付件数:高齢者12件、障害者9件)等を行い、高齢者や障害者が自らの住宅で安心して住み続けることができる環境を整えた。</p> <p>施設整備については、桜川敬老館等複合施設の建替えに合わせ令和3年3月に認知症高齢者グループホームを開設したほか、月島三丁目北地区の再開発に合わせ、障害者の重度化・高齢化に対応したグループホームを含む複合施設の開設に向け、準備を進めている。</p>

2 所管課による事業の評価

<p>老朽化が進む区民住宅については、計画的な改修を順次行っており、長寿命化を図っている。また、住宅改修費の支給および住宅設備改善給付については安定した利用実績があり、高齢者住宅設備改善アドバイザーの派遣を導入する等、より適正なサービスの給付に寄与している。住居確保給付金については、コロナ禍を踏まえた制度変更により、申請件数が大幅に増えたものの、人員体制を強化し、適切な対応をとることができた。また、認知症高齢者グループホーム等についても、再開発や既存施設の改修の機会を捉え、順調に整備している。</p>

3 課題

<p>土地・建物の新たな確保が困難である本区においては、サービス付き高齢者向け住宅の供給が進んでおらず、新たな施設整備についても、地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極め、再開発等の機会を捉えた供給が必要である。また、民間賃貸住宅の需要が高く、家賃相場も高いという本区の特性上、住居確保要配慮者の転居についても、民間賃貸住宅への住み替えの際に借家人賠償保険の加入等を行う住み替え支援制度の利用につながらない等、住み替えが困難な状況がある。さらに、住居確保給付金に関する相談はコロナ禍前に比べ、依然として多い状況にあることから、今後も着実に対応していく必要がある。</p>

4 今後の方向性

<p>住宅設備改善給付や緊急通報システムについておとしり相談センター、ケアマネジャー、ケースワーカー等と連携しながら、サービスが必要な方に対し確実にサービス提供を行っていく。住宅の供給に関しては、中長期的な視点に立ち、再開発等の機会を捉えながら、民間活力を生かした供給を誘導していくほか、住宅に困窮する方が安心して暮らすことができるよう、住居確保給付金のさらなる周知を図るとともに、住み替え支援制度の見直しを行っていく。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・緊急システムの設置により、1人暮らしの方等に安心を提供できていると思う。事業のさらなる周知と推進を図っていただきたい。 ・高齢者が住み慣れた土地から離れることなく穏やかな気持ちで安心して老後を送ることができるよう、区内の住宅の維持、支援制度の充実を図っていただきたい。
--

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（1）	地域コミュニティの活性化
目指す姿	●身近な場所で区民が気軽に集まり定期的に活動できる交流やふれあいの場が充実し、自発的な活動が活発に行われ、人と人のつながりが深まり、良好なコミュニティが醸成されています。
主な取組・事業	①さまざまな主体による活動の推進／②多世代交流の促進／③地域活動拠点の整備／④地域における防災・防犯活動の支援／⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>地域におけるつながりづくりを進めるため、「町会・自治会ネットTwitter」の運用による情報発信の強化、「すまいるコミュニティ」や交流会開催等によるマンション管理組合への支援、町会・自治会等が行う地域イベントや盆踊り大会への助成により、地域コミュニティの活性化を図ってきた。さらに、感染症対策を徹底し、コミュニティふれあい銭湯（一部期間中止）、ちょこっと相談会を継続して実施するとともに、令和2、3年度と中止が続いた大江戸まつり盆おどり大会や雪まつりを令和4年度に再開し、人と人がつながる機会を提供している。</p> <p>あわせて、町会・自治会等と、商店街やPTAといった各種団体等との連携によるイベントや、複数の商店街が参加するイベントの支援により、まちのにぎわい創出に寄与したほか、地域スポーツクラブの設立支援を行い、令和4年3月に中央区地域スポーツクラブ大江戸日本橋・京橋が設立された。</p> <p>勝どきダイルームや多世代交流スペース「はまる一む」、町会・自治会の自主管理型施設であるコミュニティルームの活用により、様々な団体等の地域活動を支援しているほか、新たな地域交流の拠点となる晴海地域交流センター「はるみらい」の令和5年12月開設に向け地域住民との協議を進めた。</p> <p>また、防災拠点訓練において子ども達も楽しめる訓練等を実施することで幅広い世代の参加を促し、防災を通じたコミュニティの活性化を図るとともに、地域や区民の防犯意識向上のため、防犯設備整備費助成及び共同住宅等生活安全（防犯）アドバイザー派遣、高齢者への自動通話録音機の無償貸出を実施した。</p>

2 所管課による事業の評価

<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の祭りやイベント、防災訓練等の中止が相次ぎ、区民の交流機会が減少した時期があった一方、まちのにぎわいと活気を取り戻すため、新たに町会・自治会と区内団体等との連携を促す事業を実施した。また、地域活動拠点における地域交流講座、おとなりカフェの実施等により、区民同士のつながりづくりを継続したほか、新たな地域活動拠点として、日本橋地域に拠点を開設（令和3年度）した。さらに地域のあらゆる世代が集える、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点となる晴海地域交流センター「はるみらい」の開設に向けた準備を進めることができた。</p>
--

3 課題

<p>地域のイベント等は徐々に再開しているほか、商店街のにぎわいも戻りつつあるものの、コロナ禍前の水準には戻っていないことから、引き続き、町会・自治会と商店街等との連携強化や情報発信の充実、にぎわいの創出に向けた支援を行う必要がある。あわせて、防災を通じたコミュニティの活性化を図るため、防災拠点訓練の内容の充実等も必要である。また、高齢者通いの場やスポーツ活動、地域活動等を継続して行える場が少なく、既存施設の活用等による場の拡大が求められている。新たな施設整備にあたっては、地域主体の施設運用となるよう、整備の検討段階から地域住民等の参加を促す仕組みが必要である。</p>
--

4 今後の方向性

<p>町会・自治会を核とした地域イベントの開催支援を引き続き充実するほか、商店街同士や商店街と地域団体との連携・協力体制の構築、SNS等を利用した情報発信の支援等により、さらなるまちのにぎわいを創出し、区民に身近なコミュニティ活動の活性化を図る。あわせて、多世代が参加できる防災拠点訓練内容の充実や町会・自治会等の防犯対策への継続的な支援により、災害・犯罪に強いまちづくりを推進していく。また、新たに開設する京橋地域活動拠点を活用するほか、活動拠点として活かせる社会資源の開拓や機会を捉えた施設改修等により、様々な地域活動等の場の充実を図っていく。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・若い人達が町会・自治会に参画し、それぞれの地域にあったイベント等を提案するほか、町会・自治会の枠を超えたイベント等を創出することで地域の活性化につながると考える。また、防災についても、発災時に戦力になる若手の提案による防災訓練ができると良いと思う。</p>
--

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
<p>区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。</p>	
施策の方向性(2)	地域の担い手や活動団体の育成・支援
目指す姿	<p>●地域で見出した生活課題が共有され、情報・人・場所など地域の社会資源が充実し、さまざまな主体によるネットワークがつくられています。</p>
主な取組・事業	<p>①地域の担い手の養成／②さまざまな主体との協働の推進／③ボランティア活動の支援／④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援／⑤地域福祉コーディネーター(CSW)・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援(再掲)</p>

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

<p>地域活動やボランティア活動を学び、それぞれの活動につなげるため、「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」、「ボランティア講座」の開催や、高齢者が健康づくりに取り組むためのボランティアである「さわやか体操リーダー」、「元気応援サポーター」の育成(R5年度54人※令和2年度より対象年齢引き下げ)により、地域活動の担い手の発掘・養成を着実に推進してきた。あわせて、小学生以上を対象とした夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」や福祉体験講座の実施により、ボランティア活動や地域福祉について考える機会を幅広く提供している。</p> <p>NPOやボランティア団体等の社会貢献活動団体と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む協働事業として「地域コミュニティPTA(ピタ)っと！事業“ランPAT2.0”」や「部活動活性化事業」、「一緒に体を動かそう～障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業～」を実施し、地域のニーズを捉えた行政サービスを提供できた。また、「協働ステーション中央」において社会貢献活動団体間の協働を推進しているほか、区内に拠点を置く企業と中央区社会福祉協議会とで構成する社会貢献企業連絡会「中央ぶらねっと」において、企業を主体とした地域貢献活動の企画・実施に取り組んでいる。また、ふるさと中央区応援寄附では、ふるさと納税ポータルサイトでの受付開始(令和4年7月)や、支援金交付団体の着実な増加(R2年度15団体→R4年度22団体)により、地域貢献活動団体への支援を充実している。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」、「ボランティア講座」の修了生は着実に増加しており、地域活動、ボランティア活動の担い手の養成を進めることができている。社会貢献活動団体との協働においては、令和4年度に協働ステーション中央のホームページを開設し、認知度の向上を図り、利用登録団体の増加につながっている(登録団体数R2年度199団体→R4年度224団体)ほか、支援金交付団体の増加やふるさと納税ポータルサイトの活用により広く寄附を受け付ける体制の整備ができた。</p>

3 課題

<p>各種講座の修了生が実際に地域の担い手として活動に至るまでのフォローアップが必要となっている。さわやか体操リーダー・元気応援サポーターは、高齢化等に伴い登録を辞退する方も増えている。</p> <p>区民等が地域活動に参加できる環境づくりを整えるとともに、地域貢献活動団体への活動支援を行い、地域における課題解決力を高めていく必要がある。また、団体から協働事業提案の相談があった(R3年度2件、R4年度3件)ものの、いずれも採択には至らなかった。</p>
--

4 今後の方向性

<p>各種講座修了生同士の相互交流を図る場を設ける等、修了生のモチベーション維持を図りながら、実際に活動に至るまでのフォローアップを行い、地域活動の広がりを促進するとともに、ボランティア活動希望者の状況にあわせたコーディネートにより、活動の活性化を図っていく。また、協働ステーション中央のホームページを活用して、区民や団体向けの情報発信をするとともに、庁内各課のニーズにあわせ、業務に関連した社会貢献活動団体の情報を提供する等、協働提案事業採択の可能性を高めていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・高齢になっても社会参加活動に従事される人達は多く、その人間性と経験と知恵を若い方と共有し、指導的な立場で見守りながら、各種担い手の育成支援ができると良い。高齢者層が主体的に地域活動で活躍できる機会の創設や情報提供などの支援を検討していただきたい。</p>

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
<p>区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。</p>	
施策の方向性(3)	重層的見守りネットワークの充実
目指す姿	<p>●さまざまな主体による見守り活動が展開され、課題を抱える人や家庭を早期に発見し、適切な支援につなげています。</p>
主な取組・事業	<p>①民生・児童委員の活動支援／②青少年の健全育成支援、家庭教育支援／③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進／④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大／⑤民間事業者等による見守り体制の推進／⑥地域の支援者のネットワーク化</p>

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

地域住民の見守りや身近な相談相手を担う民生・児童委員の活動を支援するため、民生・児童委員協議会、相談支援機関との連絡会等の開催や、活動マニュアルの作成、施設見学会等を行っている。また、地域における青少年健全育成のための自主団体である青少年対策地区委員会に対し、運営費やバス借り上げ費の助成を行っている。PTAや地域団体等と連携して開催している家庭教育学習会では、オンライン開催や内容の工夫等により、地域との関係が希薄化し子育てに不安や負担を感じている保護者の参加も促している。

さらに、町会・自治会・マンション管理組合等を単位とし、見守りを希望する高齢者への声掛け等を行う「地域見守り活動団体」に対する活動費支援や団体同士の交流会の開催、近隣住民が支えあい助け合う小地域福祉活動「ふれあい福祉委員会」の立ち上げ相談や助成を行ったほか、宅配事業者等の民間事業者が通常業務を行う中で高齢者の見守り活動を行う協定を締結し、様々な主体による見守り体制の強化を図っている。

あわせて、身近な人の困りごとに早期に気づき、必要な支援へとつなぐ「ささえあいサポーター」、認知症に対する正しい知識を持ち、できる範囲で認知症の方を応援する「認知症サポーター」の養成や、認知症カフェの立ち上げ、運営の支援を行うとともに、生活支援コーディネーターのもと地域支えあいつくり協議体(区全域)、支えあいのまちづくり協議体(各地域)において、地域活動の担い手のネットワーク化に向けた取組について意見交換会を行い、高齢者の孤立防止やつながりづくりに関する取り組みが始まっている。

2 所管課による事業の評価

令和4年度の民生・児童委員一斉改選に向け担い手の確保に努めたものの、改選前に比べ欠員地区が増え(令和5年4月現在23地区欠員)、委員の負担軽減につなげることができなかった。一方、高齢者の地域見守り活動団体(R2年度26団体→R4年度27団体)や高齢者の見守り活動に関する協定締結事業者(R2年度21事業者→R4年度26事業者)、ささえあいサポーター、認知症サポーター(延べ人数R2年度16,756人→R4年度19,094人)は増加しており、地域における見守り体制の強化につながっている。

3 課題

民生・児童委員や高齢者の地域見守り活動団体(あんしん協力員)の高齢化が進んでおり、担い手の確保や見守り方法の工夫が必要となっている。また、地域の実情に精通した方の減少により民生・児童委員候補者の選出が難しくなっていることや、晴海地区の人口増加に伴い民生・児童委員の定数が増えたことで、欠員地区は増加している。さらに、区民の抱える課題が多様化していることもあり、民生・児童委員の負担は増している。地域の見守りの担い手である、ささえあいサポーターへのフォローアップや、ふれあい福祉委員会の活動継続への支援が必要である。

4 今後の方向性

民生・児童委員の欠員補充に向け、町会・自治会や大規模マンションの自治会への働きかけを行うほか、各相談支援機関との連絡会の開催や研修等の実施により、負担軽減策を検討していく。ささえあいサポーター養成に向けては、幅広い世代の方が参加しやすいよう講座の実施方法を検討するほか、サポーター同士や地域福祉コーディネーターとの交流を促していく。あわせて、様々な見守りの主体の周知を図り、活動の継続を推進し、引き続き、見守り体制の強化を図っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・コンビニや調剤薬局、郵便局、宅配業者等、多くの区民が利用する民間企業での見守りネットワークが有効ではないか。
- ・民生・児童委員の年齢制限については、個人の状況等を踏まえ柔軟に考えないと、今後ますます欠員が増えるのではないか。

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（4）	心のバリアフリーの推進
目指す姿	●あらゆる人が地域社会の中で互いに相手の立場や状況を理解し、お互いの違いや個性を認めあう地域社会が構築されています。
主な取組・事業	①福祉教育の推進／②障害者等の参加・交流機会の充実／③多様性を認めあうまちづくりの推進／④多文化共生の意識醸成／⑤男女共同参画の推進

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>子どもの頃からの障害理解を深めるため、区立小・中学校における「中央区障害者サポートマニュアル」の配布や障害者スポーツ・生活体験等の福祉教育を推進するとともに、中学生が障害者の介助等を体験する区立中学校職場体験学習、福祉センター利用者と区立保育園児による花壇ボランティア、「おたよりでつながるまごころプロジェクト」の実施等により、子どもたちが障害者と接する機会を提供している。毎年開催している「健康福祉まつり」（R2年度中止、R3年度規模縮小）は、障害のある方もない方も含め、地域の方々相互の理解と親睦を深める交流の場となっている。あわせて、障害者差別解消に向けた啓発として、「障害者差別解消法リーフレット」の配布、職員向け福祉体験研修や障害者差別解消法対応研修の実施、発達障害に関する講演会や地域活動支援センター「ポケット中央」障害者週間公開講座を開催し、障害理解の促進を図っている。</p> <p>多文化共生の意識醸成に向けては、小・中学校において外国語指導助手を活用し、英語に触れる教育活動を実施しているほか、外国人と日本人との交流を図る「国際交流のつどい」を令和4年度に3年ぶりに再開することができた。オーストラリアのサザランド市で実施する海外体験学習については、令和2年度以降中止が続いている。</p> <p>また、「女性センター」の名称を男女の平等及び共同参画を推進する拠点としての位置付けを明確にするため「男女平等センター」へと改めるとともに、男女共同参画講座の実施や広報誌の発行等により、男女平等に関する区民への理解を深めている。</p>

2 所管課による事業の評価

<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者と子どもや地域の人々との交流による相互理解の機会や外国人と日本人の文化を通じた交流の機会が十分持てなかった。一方で、令和3、4年度に実施した「おたよりでつながるまごころプロジェクト」では、福祉センターと保育園児の交流ができたほか、障害等の理解促進に向けた講座や男女共同参画講座では、オンライン配信の導入・継続実施により、意識啓発を図ることができた。</p>

3 課題

<p>福祉施設での対面交流や職場体験、海外体験学習等は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、コロナ禍前と同様の事業実施が困難な状況が続いており、関係機関との連携や実施方法の工夫等により、交流できる方法を検討する必要がある。また、障害者理解のための啓発講座や障害者スポーツ体験会は、参加者が伸び悩んでおり、参加者の顔ぶれも固定化していることから、より効果的な内容を検討する必要がある。あわせて、男女共同参画講座や国際交流イベントについても、内容の充実や効果的な情報発信方法等の検討が必要となっている。</p>

4 今後の方向性

<p>各種講座等では関係機関等と連携し機会を捉えた周知、効果的な企画やテーマ設定を行うとともに、障害者スポーツ体験会や男女共同参画講座では、参加者やスタッフのアンケート等を参考に運営方法や企画の検討を行う。また、子どもの頃からの意識醸成に向け、福祉センターと保育園との交流活動や職場体験の再開等により障害理解を深めるほか、男女の平等性、多様性を認める教育も推進していく。中止が続いている海外体験学習については、確実な実施に向けてサザランド市との連携のあり方等を検討していく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・子どもの頃からの障害者との触れ合いは、大きな意味があると考え。子ども達が素直な心で経験を通して障害への理解を深めることができる地域社会を願う。</p>

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（1）	地域保健医療体制の整備
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ● 区民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、身近な地域で疾病の急性期、回復期、慢性期に応じた医療環境が整っています。 ● 災害発生直後の医療救護体制や災害の長期化に備えた保健医療体制が整っています。
主な取組・事業	①かかりつけ医等の普及／②緊急医療体制の確保／③災害時の応急救護体制の整備／④福祉避難所の体制整備／ ⑤災害時要配慮者への支援

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>区民の健康に関する身近な相談先であるかかりつけ医、かかりつけ歯科医について、マップ配布を通じた普及・啓発や医療電話相談による情報提供を行っている。緊急時については、区の休日応急診療所・歯科診療所・薬局にて休日の急病患者に対応するほか、聖路加国際病院との連携により平日準夜間の小児の緊急診療体制を確保している。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期において、中央区休日応急診療所等が中央区PCR検査センターの設置に伴い一時休止となったが、京橋休日応急診療所の診療時間延長等により対応した。</p> <p>また、災害発生時の医療救護活動を迅速に行い、参集方法や応急救護体制等の強化に向けた検討を行うため、「中央区応急救護連携会議」を開催し、関係機関の連携強化を図るとともに、区内医療関係団体に加入していない医師等を医療救護所の従事スタッフとして登録し（R5年3月末日現在15名）、円滑な運営ができるよう備えている。あわせて、聖路加国際病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会等との多職種による訓練の実施や、聖路加国際大学との緊急医療救護所の設置・運営に係る協定に基づき聖路加国際病院と合同訓練を実施している。また、災害時の要配慮者への支援として、福祉避難所（R5年4月現在17施設）の開設・運営訓練や「災害地域たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練を実施するとともに、聖路加国際大学から生活相談員を派遣するための協定や、運送事業者等との一般避難所から福祉避難所への移送に係る協定を締結している。さらに、令和3年5月の災害対策基本法改正を受け、避難行動要支援者の個別避難計画作成の検討を進め、令和5年度には要介護5の対象者に向け作成に関する意向調査を実施した。</p>

2 所管課による事業の評価

<p>令和4年度から医療救護所等の災害時医薬品の見直しに着手することができた。避難所の開設・運営訓練では、通常の訓練に加え、感染症の蔓延も想定した訓練等を実施しており、特に福祉避難所では、生活相談員の派遣を担う聖路加国際大学からの見学者を受け入れたほか、敬老館利用者（令和4年度）や福祉センター通所者（令和5年度）に避難者役として参加してもらった等、より実践的な訓練を実施できた。介護サービス事業所の安否確認訓練については、事業所の防災意識の高まりから参加事業所数が増加している。</p>
--

3 課題

<p>災害時の医療救護活動がスムーズに進むよう、医療救護活動拠点を中心とした関係機関との連携、医療救護所等における医薬品、医療器材の備蓄、医療救護活動従事者が支障なく活動できる取組等を十分に検討していく必要がある。福祉避難所の開設・運営については、すべての職員が避難所の機能や役割を熟知し、災害時の状況に応じて柔軟な対応が求められるほか、福祉センターでは区内唯一の障害者向け福祉避難所となることから、障害特性を踏まえた環境整備も求められる。引き続き、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めるとともに、「災害時地域たすけあい名簿」の活用促進を図っていく必要がある。</p>

4 今後の方向性

<p>応急救護連携会議において、医療救護活動拠点を中心とした医療に関する情報収集・伝達、災害薬事センターの機能を活用した医薬品の配備、緊急医療救護所における連携等について引き続き検討するとともに、聖路加国際病院や医師会等との各救護所設置・運営訓練を継続的に実施し災害時に円滑な医療救護活動が行えるよう備える。また、「災害時地域たすけあい名簿」については、マンション管理組合等での活用促進を図るため説明会やフォローアップを実施するとともに、個別避難計画については、全対象者への作成奨励を推進していく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・発災時に、地域のどこに支援を必要とする人がいるのかという情報を共有することは大切であり、いかに地域の連携が取れるかが重要だと思う。</p>

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（2）	健康危機管理対策の推進
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●正しい知識の普及により、区民一人一人が感染症の流行状況に応じた予防や対応をしています。 ●区民や多くの来街者が理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を安全・安心かつ快適に利用しています。
主な取組・事業	①感染症対策の推進／②衛生的な環境の確保／③食生活の安全確保／④医事・薬事の安全確保

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年2月に電話相談窓口「中央区保健所コールセンター」、5月に「PCR検査センター」、令和4年1月に「中央区自宅療養者サポートセンター」を設置したほか、感染者の急増に対応するため、同年3月に一部感染者に対してショートメッセージを利用した疫学調査を導入した。その後は、検査数の減少等に伴い、令和5年3月に「PCR検査センター」を閉鎖し、保健所において検査キットの配布を行う等、感染状況に対応した体制を確保している。また、令和3年5月から新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、医療機関や医師会と連携しながら、集団・個別両方の接種体制を構築し、接種を円滑に進めるとともに、令和4年以降は、複数回にわたる追加接種、小児・乳幼児向けの接種、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。</p> <p>乳幼児向けの予防接種については、専用アプリを活用による接種スケジュールの自動作成や接種時期の通知配信等により、保護者の負担軽減を図ることができている。HPVワクチンは、令和4年より積極的勧奨を再開し、対象者に勧奨を行うとともに、勧奨の差控えにより接種の機会を逃した方の接種機会を確保した。</p> <p>国のレジオネラ症対策に係る公衆浴場における衛生等管理要領の改正と新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和3年に区旅館業法施行条例、区公衆浴場法施行条例を改正し、環境衛生の水準向上を図ったほか、食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導や、区内医療機関や薬局等への監視指導を実施している。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>新型コロナウイルス感染症に関する対応については、区内医療機関や医師会等と連携しながら、感染状況に応じた体制の確保ができた。東京2020大会時においても、東京都や組織委員会と連携しながら選手村に滞在したアスリート等の感染症対応を行った。また、「ちゅうおう子育てナビアプリ」の活用や医師会の協力等により、小児定期予防接種率は概ね90%台を維持できている。各施設の衛生監視については、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な立ち入り検査等ができなかった部分もあるが、対面によらない方法も活用しながら適切な指導に努めた。</p>

3 課題

<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後における感染症対策の体制づくりを検討する必要がある。また、各施設における監視指導について、本区は食品関連事業者の本社が多く、食品の表示相談等の業務が増加傾向にあるほか、宿泊客も増加傾向にあることから、旅館業施設に係る申請・苦情・相談等の増加も見込まれる。また、ねずみ防除に係る経費の一部を補助する事業は、令和5年度で終了するため、今後の事業のあり方を検討する必要がある。</p>
--

4 今後の方向性

<p>感染症全般に対する対応を定めた「予防計画」（令和6年4月施行）に基づく感染症対策の推進や、都や消防庁、医療関係者を含めた連絡協議会への参加により、平時から感染症発生時の体制等について対策を図るとともに、引き続き、区内医師会や医療機関との連携体制を整えていく。食品表示法への対応は各機関と緊密に連携しながら相談に応じるほか、宿泊客の増加等に対しては旅館業施設への立ち入り検査の強化による法令順守の徹底、監視指導の計画的な実施による環境衛生水準の維持確保を図っていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ対策については、徹底してやっていかなくてはならない問題だと思う。 ・地域福祉の概念の中の、重要な項目として生活環境の改善という項目がある。ねずみの駆除は、この環境改善につながるものであり、行政と地域住民とが協力しながら行う必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症は5類に移行したが、引き続き、保健所の相談窓口の強化をお願いしたい。 ・感染症発生時の体制等について、医師会や医療機関のほか介護事業も含めて感染対策を講じる必要があると考える。 ・新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけは変更されたものの、今後新たな変異株や未知のウイルス等による感染症も考えられるため、危機管理の視点による施策の推進を期待する。
--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（3）	福祉サービスの質の向上・人材確保
目指す姿	●区民が必要ときに質の高い支援や福祉サービスを選択し、利用しています。
主な取組・事業	①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化／②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上／ ③福祉サービス苦情相談窓口の設置／④福祉専門職等人材の確保

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

<p>良質な福祉サービスを提供するため、社会福祉法人（中央区社会福祉協議会、トリーケアネット、道輝会、ひかりの子）、障害福祉サービス・介護サービス事業所、全認可・認証保育園に対し、感染症対策を講じながら実地指導検査を実施している。介護保険サービス事業所への実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問指導ができなかったことや、専門員の人員不足により体制が整わず、指導実績が落ち込んだ。福祉サービス第三者評価の受審勸奨を目的とした費用助成では、保育園の助成実績は年々増加している（R2年度29件→R4年度は36件）ほか、高齢者施設も毎年全6施設で評価を受審できている一方で、介護サービス事業所（R2年度5件→R4年度6件）、障害福祉サービス事業所（R2年度4件→R4年度3件）は、横ばいで推移している。区施設の指定管理者評価は、毎年12法人・17施設で実施しており、評価結果を指定管理者にフィードバックすることで区民サービスの向上を図っている。さらに、福祉サービス苦情相談窓口の相談時間を令和3年度から見直し、利便性向上を図っている。</p> <p>福祉専門職人材の確保については、介護人材確保支援事業、介護職合同就職相談・面接会を通じて、介護人材の雇用が進み令和2～4年度で計43人が区内サービス事業所に就職している。また、保育士人材の確保では、キャリアアップ補助制度、社宅制度（宿舍借上支援事業）の利用件数は増加しており、さらなる保育士人材確保を目的に令和5年度より社宅制度の利用対象者の雇用年数の制限を撤廃した。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>社会福祉法人、福祉サービス事業所への実地指導検査は、介護サービス事業で一部書面での指導となったものの、順調に実施できている。保育施設では指導検査に加えて全園への巡回支援も実施する等、サービスの質の向上が図られている。利用者のより良いサービス選択につながる第三者評価は、保育施設、高齢者施設、日中活動系サービス系事業所で順調に受審している。福祉専門職人材では、保育園のほぼ全園でキャリアアップ補助、社宅制度が利用されているほか、介護人材の雇用は着実に進んでおり、一定の成果が上がっている。</p>
--

3 課題

<p>保育園では、新規開設により施設数が増加しており、実地指導検査方法等の工夫や指導検査職員のスキル向上が求められるほか、介護サービス事業所ではコロナ禍により書面での検査・指導を行っていたが、対面に比べて情報が不足する面もあることから、指導方法を含めた指導体制の検討が必要である。また、区民サービスのより一層の向上につながるよう第三者評価の積極的な受審勸奨、宿舍借上支援事業の終了に伴う新たな介護人材確保支援策の検討が必要である。</p>

4 今後の方向性

<p>職員の勉強会等も含め、社会福祉法人、福祉サービス事業所の指導検査員のスキル向上に努めるとともに、感染症拡大リスクの軽減に資する指導体制の見直しを検討する。あわせて、第三者評価受審のメリットや効果、助成制度の周知に努め、事業所の受審を促していく。また、保育士の人材確保に向け、他区の施策を注視しながら効果の高い制度となるよう見直しを図るほか、介護人材の確保・支援に向けては、就職後だけでなく離職後のフォローアップも行い、さらなる人材の確保・定着に向けた支援を行っていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・介護人材の不足という、高齢者施設にばかり目がいきがちだが、障害者施設についても注視していく必要がある。</p> <p>・障害者施設で実習をしても、入職までつながらない場合もある。また、入職後に、人材を定着させていくということも課題だと考える。</p> <p>・障害者施設は、夜勤や早番・遅番等の不規則な勤務があることから、勤務を続けることが難しい方もいる。そのほか、様々な事情で他の事業所に移る方もいて、なかなか人数が増えないというのが現状としてあると思う。</p> <p>・保育士や介護人材の不足は喫緊の課題であり、人材確保支援策を実施するとともに、福祉サービスの低下を防ぐ取り組みを強化していただきたい。</p>
--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性(4)	生活困窮者等の自立支援
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな課題を抱える生活困窮者等が制度の狭間に陥ることなく、その尊厳が守られ、真に安定した生活のための「社会生活の自立」や「経済的自立」に向けた支援を受けています。 ●子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、必要な支援や環境整備および教育の機会均等が図られ、子ども一人一人が夢や希望を持って成長しています。
主な取組・事業	①暮らしと仕事の自立支援／②ひとり親家庭の自立支援／③子ども・若者の学習支援／④ひきこもり支援

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者の相談・支援件数が急増(支援プラン作成件数R元年度98件→R2年度723件)したため、人員体制の強化により対応し、令和2年度は感染症対策及び早期対応の観点から支援調整会議を簡略しながら支援プランの協議、モニタリング等を行った。</p> <p>また、ひとり親家庭に対しては、生活支援課、子ども家庭支援センター等の関係部署と連携しながら支援を展開し、令和2年度にオンライン相談の開設、令和3年度に母子・父子自立支援員兼家庭・婦人相談員を1名増員し、令和5年度にはDV被害者等同行支援事業業務委託を導入する等、体制の拡充を図っている。</p> <p>令和3年度から生活困窮家庭とひとり親家庭を対象とした子どもの学習・生活支援事業を一体的に実施するとともに、高校生世代の学習の場を新設し、小学生から高校生まで切れ目のない支援体制を構築している。加えて、受験生チャレンジ支援貸付事業の貸付件数は、令和4年度の収入要件の緩和により増加(R2年度49件→R4年度80件)している。</p> <p>また、ひきこもり支援会議にて各課や関係機関で把握しているケースの状況、課題等の共有や支援の方向性を協議するほか、地域福祉コーディネーターのアウトリーチによる支援もあわせて実施する等、包括的な支援体制づくりを進めている。不登校児童・生徒に対しては、一人一人のニーズにあわせ、適応教室への通室、メンタルサポーターの派遣等により、学校復帰につなげている。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>生活困窮に関する相談・支援については、件数の急増があったものの、人員体制の強化、支援調整会議等の活用により対応しており、ひとり親や女性相談についても、オンライン相談の導入や相談体制の拡充を図ることで、適切な支援へとつなげている。また、子どもの学習・生活支援については、小学生から高校生までの切れ目のない支援を行うとともに、定員及び教室数の拡充を段階的に進めている。ひきこもりの方への支援では、支援会議の開催により、関係機関の連携体制の構築が進んでいる。</p>

3 課題

<p>自立相談支援事業では、対象者の課題の複雑化・複合化に対応するため、相談体制の強化と支援機関とのさらなる連携が必要となっている。また、子どもの学習・生活支援事業は、地域による需要の偏りに対応する必要がある。本区は集合住宅が多く、ひきこもり状態にある方が潜在化しやすいため、早期発見に向けた地域の見守りネットワークの構築、関係機関との連携による包括的な支援体制の構築を進めていく必要がある。</p>
--

4 今後の方向性

<p>自立相談支援機関の機能を拡充し、制度の狭間に陥らないよう包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、施設改修等の機会を捉えた相談室の確保等、相談しやすい環境づくりを進める。また、需要に応じて子どもの学習・生活支援事業の定員、会場のさらなる拡充を図り、利用を希望する家庭への支援を行っていく。ひきこもりの方の支援に向けては、民生・児童委員、介護サービス事業者等への調査による実態把握を行い、支援会議の活用等、関係機関との連携強化による包括的な支援を行うとともに、社会資源の活用による居場所づくりを進め、地域とのつながりを意識した支援を行っていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

<p>・支援を必要とする方が孤立することなく、支援が受けられる体制の構築を望む。</p>
--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性 (5)	権利擁護の推進
目指す姿	●虐待や暴力、差別や偏見のない地域社会ですべての区民の人権や財産が守られ、安心して暮らしています。
主な取組・事業	①人権尊重／②児童虐待防止／③高齢者・障害者の虐待防止／④成年後見制度の利用促進

1 事業の実施状況と成果 (令和2年度～5年度)

<p>配偶者等からの暴力・ハラスメント防止に関する男女共同参画講座や巡回パネル展の開催による普及啓発を図るとともに、相談者の心情に寄り合いながら相談を受け、必要に応じて関係部署と連携しながら支援を行っている。</p> <p>要保護児童等の適切な保護及び支援を図るため「要保護児童対策地域協議会」を開催し、児童等の情報共有やケース検討、児童虐待への理解を深めている。子ども家庭支援センターや児童館等、身近な場所で相談できる環境を整備するとともに、同センター等の関係機関と保健師、母子保健コーディネーター(助産師)が連携し、妊産婦・乳幼児の情報共有等を行う子育て応援ネットワークを構築し、妊娠・出産から乳幼児期までの母子の実態把握と切れ目のない支援を行っている。虐待や不登校、いじめ等の課題を抱えた児童・生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、個別に対応している。高齢者・障害者の虐待については、相談窓口の周知や、区民・介護事業者への「虐待防止パンフレット」の配布、実地指導を通して、虐待の早期発見・早期対応につなげる取組を進めた。</p> <p>成年後見制度については、権利擁護が必要な方を適切な支援につなげることができるよう、令和3年4月に中央区社会福祉協議会を「中核機関」と位置づけ制度の利用促進を図っているほか、成年後見制度利用促進計画(令和2年度策定)の改定に向けた方針の検討や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、港区と連携した社会貢献型後見人の養成等を行っている。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>新生児訪問指導等の実施により妊娠時から生後4カ月までの母子状況把握率は100%を維持できており、令和5年度から開始した「出産・子育て応援事業」により定期的な家庭状況の把握を行い、継続的支援につながっている。また令和5年度にスクールソーシャルワーカーを1名増員し、小学校への巡回派遣も開始した。児童虐待対応の体制強化に向け、令和3年度に開設した東京都児童相談センターのサテライトオフィスを活用しているほか、令和4年度に警視庁と協定を締結するとともに区内4警察署と覚書を取り交わし、虐待事案の情報共有を図っている。</p>
--

3 課題

<p>配偶者等からの暴力被害者に対して、切れ目のない支援を行うとともに、より円滑で迅速な対応が求められている。</p> <p>児童数や子育て家庭が増加する中、被虐待相談は増加傾向にあるとともに、ヤングケアラーや宗教2世・3世を含む要保護児童等への適切な支援は今後ますます求められる。また児童・生徒が抱える課題も複雑化・多様化しており、一人一人に合わせた対応が必要となっている。高齢者や障害者の虐待防止に向けて、通報窓口のさらなる周知を図るとともに、高齢者・障害者人口の増加に伴い判断能力が不十分な方の増加が見込まれるため、成年後見制度の効果的な周知や普及啓発を図る必要がある。</p>
--

4 今後の方向性

<p>男女共同参画行動計画2023に基づき、令和7年度を目途に配偶者暴力相談支援センター機能の整備を目指す。</p> <p>子ども家庭支援センターの中央区保健所等複合施設への移転を契機に、子どもに関連した各機関のより一層の連携強化を図り、引き続き、妊娠期からの切れ目のない伴走支援や要保護児童等への適切な支援を行っていく。</p> <p>高齢者・障害者虐待に関する通報・相談窓口を広く周知していくほか、成年後見制度の利用促進については、地域関係者と連携して制度のニーズを把握するとともに、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の活性化を図り、引き続き、地域関係者の顔の見える関係づくりを進めていく。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度及び権利擁護支援事業に対する区民の相談は高まっている。健康福祉まつりで相談コーナーを設置する等、まずは相談できるという安心を提供していただきたい。 ・虐待については、地域の見守り等で気にかけていきたいと思う。ただ、しつけなのか虐待なのか判断がつかない場合もあり、対処するための勉強会の必要性を感じている。
--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（6）	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
目指す姿	●安全・安心で快適な暮らしを実感でき、気軽に外出し社会参加できる環境が整っています。
主な取組・事業	①情報バリアフリーの強化／②人にやさしい空間づくり／③子どもを守る安全なまちづくり

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

令和3年度から4年度にかけ区ホームページをリニューアルし、ユニバーサルデザインフォントの導入や外国人向けの「やさしい日本語」を活用したページを新たに作成する等、情報発信の強化を図っている。あわせて、希望する高齢者・障害者に広報紙を無料で個別配送しているほか、広報紙の記事を抜粋しCDに録音した「声の広報」と点字版にした「点字広報」を発行し、わかりやすい情報提供に努めている。

区役所には手話通訳者（毎週金曜日）や英語の通訳・翻訳者（毎週月・木曜日）を配置するとともに、令和3年度からはタブレット端末を活用したテレビ電話通訳や音声機械通訳を開始し、外国人の窓口対応を強化している。

区内のバリアフリーに関する情報を集約する区民参加型バリアフリーマップについては区内全域の作成を終え、マップ更新のためのボランティアを育成する講習会等を開催しながら、順次更新を進めている。また、公共施設等の建築物、公共交通機関、歩道（バリアフリー化率R2年度61.3%→R4年度62.6%）、公衆便所（バリアフリートイレR2年度69箇所→R4年度74箇所）等のバリアフリー化を着実に推進している。

子どもが安心して過ごせるよう、通学路の安全対策として、こども110番、防犯ブザーの配布、安全パトロールや防犯カメラの設置等を実施している、遊び場として、警察署や青少年対策地区委員会、PTA等の協力を得て区内道路や校庭開放を行っている。

2 所管課による事業の評価

区ホームページを誰もが見やすく、分かりやすいページにリニューアルするとともに、広報紙の個別無料配送を拡充する等、必要とする方に対して確実に情報提供している。窓口対応では、外国語通訳タブレット端末導入によるサービス拡充を図っており、タブレットでは対応が難しいケースには通訳者と連携する等、適切に案内している。また、公共施設のバリアフリー化等における基本的な考え方、具体的な整備方針等を定める「中央区福祉のまちづくり実施方針」を改定し、歩道や公衆便所等のバリアフリー化についても計画的に整備を進めている。

3 課題

リニューアルしたホームページの効果検証やバリアフリーマップの更新等、情報アクセシビリティの強化を図っていく必要がある。あわせて、令和5年4月に制定した「障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」に基づき、さらなる施策の推進に取り組む必要がある。また、再開発等の道路状況の変化等に伴い道路開放の廃止が続いているほか、学校行事等との兼ね合い等により校庭開放を実施できない日もあることから、子どもが安心して過ごせる遊び場の確保が必要である。

4 今後の方向性

ホームページにおけるより効果的な情報発信のほか、バリアフリーマップのボランティア育成方法や育成したボランティアの継続的な活動の場を検討していく。障害者の意思疎通に関する条例の施行に伴い、対話支援機器の設置やタブレット端末の導入検討等、意思疎通の手段を拡充していく。また、通学路における防犯カメラの計画的な更新や校庭開放の実施方法の見直しを図りながら、引き続き、学校、地域、PTAとの連携により、通学路や遊び場の安全確保に努めていく。

5 推進委員会による評価・意見等

- ・若い世代に必要な情報が届くよう、SNS等を活用した情報発信の取組が必要だと思う。
- ・高齢者や障害者の外出機会を増やすため、引き続き、区施設や駅のバリアフリー化、区内公園の緑化を推進していただきたい。

2 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱

平成19年4月9日
19中福管第2号

(設置)

第1条 「中央区保健医療福祉計画」の改定、点検および評価を行うため、中央区保健医療福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 中央区保健医療福祉計画の改定に関すること。
- 二 前号に掲げる計画の進捗状況の点検および評価に関すること。
- 三 その他区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、29人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 5人以内
- 二 医療関係団体の構成員 6人以内
- 三 福祉・教育関係団体の構成員 6人以内
- 四 公共的団体(前二号に掲げる団体を除く。)の構成員 3人以内
- 五 区民代表 2人以内
- 六 福祉サービス事業者 2人以内
- 七 区職員 5人以内

3 区民代表は、公募による。

4 推進委員会の下に幹事会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の翌々年度末までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等およびその職務)

第5条 推進委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数および表決)

第7条 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進委員会は、特に非公開とする必要がある場合を除き、公開とする。

(専門部会)

第10条 推進委員会に、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について、専門的に調査研究し、その経過および結果を推進委員会に報告する。
- 3 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員)

第11条 部会には専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者のうちから、委員長が指名する。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 推進委員会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 中央区保健医療福祉計画推進協議会設置要綱(平成13年5月28日13中福児第285号)は、廃止する。
- 3 中央区第二次保健医療福祉計画検討委員会設置要綱(平成16年2月26日15中福児第1654号)は、廃止する。
- 4 中央区介護保険事業推進委員会設置要綱(平成14年2月21日13中福介第615号)は、廃止する。
- 5 中央区障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年5月23日18中福管第107号)は、廃止する。

附 則(21中福管第578号)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(3中福管第535号)

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱第4条第1項の規定は、令和3年9月6日(以下「適用日」という。)以後に委嘱又は任命を受けた中央区保健医療福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の委員について適用し、適用日前に委嘱又は任命を受けた推進委員会の委員については、なお、従前の例による。

3 中央区保健医療福祉計画推進委員会委員名簿

(1) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
	○ 是枝 喜代治	東洋大学ライフデザイン学部教授
	◎ 和気 康太	明治学院大学社会学部教授
	櫻山 豊夫	(財)東京都結核予防会理事(令和5年3月31日まで)
	笹井 敬子	(財)東京都結核予防会理事長(令和5年4月1日から)
	山田 雅子	聖路加国際大学大学院教授
医療関係団体	杉野 敬一	中央区医師会
	津布久 裕	日本橋医師会(令和5年6月16日まで)
	竹内 聡美	日本橋医師会(令和5年6月17日から)
	寺田 香織	京橋歯科医師会
	福井 雅之	お江戸日本橋歯科医師会(令和5年6月25日まで)
	二宮 健司	お江戸日本橋歯科医師会(令和5年6月26日から)
	阿部 円	京橋薬剤師会(令和5年7月2日まで)
	犬伏 洋夫	京橋薬剤師会(令和5年7月3日から)
	渋谷 泰史	日本橋薬剤師会
福祉・教育関係団体	鈴木 英子	中央区民生・児童委員協議会(令和4年11月30日まで)
	小村 眞理	中央区民生・児童委員協議会(令和4年12月1日から)
	相澤 俊一	中央区身体障害者福祉団体連合会
	村上 浩一郎	中央区PTA連合会
	海老原 安希子	中央区ひとり親家庭福祉協議会
	岡田 良光	中央区高齢者クラブ連合会
	片桐 義晴	中央区社会福祉協議会
公共的団体	藤丸 麻紀	京橋地域町会連合会
	安西 暉之	日本橋地域町会連合会
	坪井 チョウ子	月島地域町会連合会
区民代表	榮木 照明	公募区民
	大山 幸子	公募区民
福祉サービス事業者	寒河江 千智	(介護) 中央区介護保険サービス事業者連絡協議会
	田村 克彦	(障害) レインボーハウス明石
区職員	浅沼 孝一郎	企画部長
	田中 智彦	福祉保健部長(令和5年6月30日まで)
	大久保 稔	福祉保健部長(令和5年7月1日から)
	北澤 千恵子	高齢者施策推進室長
	渡瀬 博俊	中央区保健所長
	生島 憲	教育委員会事務局次長

(敬称略・順不同)

(2) 地域福祉専門部会 委員名簿

◎部会長

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	◎ 和気 康太	明治学院大学社会学部教授
	川上 富雄	駒澤大学文学部教授 ※
福祉・教育関係団体	鈴木 英子	中央区民生・児童委員協議会(京橋) ※
	津田 章	中央区民生・児童委員協議会(日本橋) ※
	早乙女 道子	中央区民生・児童委員協議会(月島) ※
	松見 幸太郎	NPO法人キッズドア ※
	片桐 義晴	中央区社会福祉協議会 地域ささえあい課長
	當山 貴子	おとしより相談センター ※(令和5年3月31日まで)
	林 裕一	おとしより相談センター ※(令和5年4月1日から)
	島田 有三	基幹相談支援センター ※(令和5年3月31日まで)
	鈴木 崇弘	基幹相談支援センター ※(令和5年4月1日から)
公共的団体	安西 暉之	日本橋地域町会連合会
区職員	田中 智彦	福祉保健部長(令和5年6月30日まで)
	大久保 稔	福祉保健部長(令和5年7月1日から)
	北澤 千恵子	高齢者施策推進室長

※は専門委員

(敬称略・順不同)

4 策定経過

(1) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 検討経過

回	開催日	検討内容
令和4(2022)年度		
第1回	令和4(2022)年 7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度地域福祉専門部会における検討結果の報告について ・中央区保健医療福祉計画2020における令和3年度の評価について ・中央区保健医療福祉計画推進委員会のオンライン開催について
第2回	令和5(2023) 3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「中央区保健医療福祉計画2020」の中間評価および見直しについて ・計画の中間見直し構成(案)とスケジュールについて ・令和4年度地域福祉専門部会の報告について
令和5(2023)年度		
第1回	令和5(2023)年 7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区保健医療福祉計画2020における令和4年度の評価について
第2回	令和5(2023)年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区保健医療福祉計画2020における令和4年度評価報告について ・中央区保健医療福祉計画2020における中間評価について
第3回	令和5(2023)年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区保健医療福祉計画2020 中間年の見直しについて ・中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について ・中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画について ・中央区健康・食育プラン2024(仮称)について ・第2期中央区地域福祉活動計画中間見直しについて
第4回	令和6(2024)年 3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・「中央区保健医療福祉計画2020」中間年の見直しについて ・地域福祉専門部会検討結果報告書(令和2年度～令和5年度)について

(2) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 地域福祉専門部会 検討経過

回	開催日	検討内容
令和4(2022)年度		
第1回	令和4(2022)年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みについて ・地域福祉ワークショップ実施報告と今後の取り組みについて ・地域での取り組み事例について ・令和4年度地域カルテの更新について
第2回	令和5(2023) 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みについて (参加支援事業および地域づくり事業の検討) ・地域福祉ワークショップ実施状況と今後の展開について ・令和5年度地域カルテの更新について
令和5(2023)年度		
第1回	令和5(2023)年 8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口(仮称)の設置について ・中学・高校生向け地域福祉ワークショップ「ボードゲームから考える！これからのまちづくり」の実施について ・令和5年度地域カルテの更新について
第2回	令和5(2023)年 10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業実施計画(案)について ・京橋地域における地域活動拠点の開設について ・令和5年度地域福祉ワークショップ開催状況
第3回	令和6(2024)年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度地域カルテの更新について ・中央区重層的支援体制整備事業について ・令和5年度地域福祉ワークショップ実施報告 ・地域福祉専門部会検討結果報告書について